**平成２２年（フ）第１７７８号**
札幌市豊平区平岸４条17丁目９―14　サルーン417―202号室、住民票上の住所札幌市豊平区美園12条７丁目３番14号
債務者　野村　大輔
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　宏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１６０９号**
神奈川県鎌倉市玉縄１丁目６番地５　サニーハイム玉縄101
債務者　松舘　輝雄
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　陽朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１８４３号**
札幌市豊平区西岡１条３丁目５番６号
債務者　長瀬　好子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４０２号**
愛知県岡崎市日名西町４番地21
債務者　小屋　　登
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１８２６号**
札幌市厚別区厚別北２条５丁目２番６―209号
債務者　村上　妙子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１９３７号**
札幌市東区東苗穂14条３丁目29番11号
債務者　岡村　裕史
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　裕輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２９３３号**
神奈川県大和市鶴間２丁目14番24号
債務者　澤口美枝子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１５８号**
愛知県豊川市御津町御馬塩浜１番地１
債務者　林　　能伸
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第２６１９号**
大阪市西区西本町２丁目１番８―502号
債務者　寺田　亜矢
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７２５号**
大阪府大東市三箇３丁目９番30号レオパレスサンビレッジⅡ110
債務者　吉田光徳こと　具　　光徳
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７２８号**
大阪市生野区中川２丁目２番23号、住民票上の住所大阪府高槻市竹の内町１番３号
債務者　石田　剛章
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７４２号**
大阪府八尾市太田２丁目190番地の１
債務者　新恵由佳子（旧姓竹島）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７６３号**
大阪府寝屋川市上神田１丁目37番24号
債務者　梅垣太美恵
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７７６号**
大阪市都島区毛馬町２丁目１番４号ハイム希夢２Ｂ号
債務者　岡崎　　恵
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７８８号**
大阪府枚方市出口２丁目19番５―206号
債務者　石川　繁二
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３８６７号**
大阪府豊中市新千里南町３丁目４番４―306号
債務者　石井　和子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３８７９号**
兵庫県神戸市灘区徳井町５丁目２番５―208号
債務者　小石まり子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部